

▶整備基準抜粋

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続する1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。

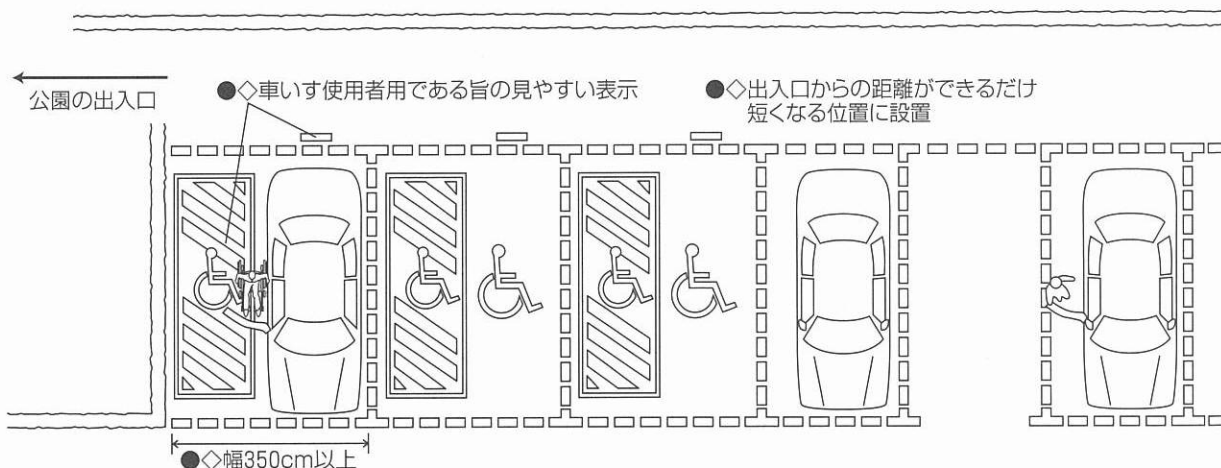
▶目標となる基準抜粋

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、第1の7の項(1)に定める数の車いす使用者用駐車施設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
 - ア 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路に接続する1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - イ 同上

▶解説

建築物の駐車場の項参照

駐車場の整備例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの
 ◇印：目標となる基準に定めるもの
 無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項